

伊豆市土肥地区地域包括支援センターにおける感染拡大防止の対策

令和2年4月15日現在

厚生労働省及び静岡県より公表の「社会福祉施設等における感染拡大防止に関する留意点」や伊豆市からの「感染症拡大防止に係る対応方針」に従い、下記の対策を徹底致します。

- 対策① ケアマネジャー（職員）については、出勤前に体温を測定し、発熱37.5度以上の場合は、出勤を行わない。また過去に発熱が認められる場合、解熱後24時間以上経過し呼吸器症状が改善傾向となるまで同様の取り扱いとする。
- 対策② ご利用者本人に、発熱が認められる場合「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえ適切な相談及び受診を行うよう促す。
- 対策③ 利用者の感染が疑われる場合及び濃厚接触が疑われる場合の対応について、保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受け、今後のサービス利用について保健所と相談した上で、今後の対応・調整を行う。
- 対策④ 担当者会議やモニタリングは感染症蔓延防止をする観点から、電話等活用し、できる限り訪問を控える。

～更により安心してご利用頂くための対策として～

- ・感染症蔓延防止をする観点から、訪問の際はご利用者及びご家族への事前の検温を依頼する。
- ・職員の健康チェック（検温・感冒症状の有無）と常時マスク着用・手洗いの徹底
- ・職員の手指消毒の徹底（訪問前、訪問終了時、事業所へ戻った際）
- ・ご利用者のマスク使用の推奨
- ・共有スペースの消毒（ドアノブ、テーブル、イス、パソコン、カウンターなど）
- ・車両の消毒、事務所の換気等

すべての皆さまに安心してご利用頂く為にも、感染拡大防止対策を徹底しております。
何卒ご理解・ご協力の程よろしくお願い致します。